

MMFの安定性確保のための方策

2002.1.18

社団法人 投資信託協会

本協会は、昨年11月29日に生じたMMFの元本割れを踏まえ、同12月4日にMMF検討委員会を設置し、MMFの更なる安定性を確保するための方策を検討してきたが、今般その内容を次のとおり決定した。(詳細別紙)

(改革のポイント)

1 運用面での安定性確保(組入資産の安全性、流動性を高める)

○ 組入資産について

(1) 残存期間の制限(1年以内)

(2) 格付の導入(指定格付機関の一定格付以上)

(3) 同一法人発行資産の組入制限

○ 組入資産の平均残存日数制限

180日以内

2 販売面での安定性確保(ファンド資産の安定を図る)

○ 個人主体の販売努力

○ 大口投資家の事前解約通告、1日当たりの解約制限

3 ディスクロージャーの充実(運用内容の透明性を高める)

○ 運用報告書の記載内容の充実

○ 月次開示の開始

4 実施日

手続きに若干の期間 実行可能なものから直ちに対応